

地方都市視察報告書

福祉健康委員会

1 実施日

平成23年10月27日（木）

2 視察地 秋田県秋田市

【市の概要】

(1)面積 905,67km²

(2)人口・世帯数（平成23年9月末現在）

人口 323,311人

世帯数 135,478世帯

(3)市の特色

県庁所在地で中核市に指定されている。

就業者の7割以上が商業やサービス業などの第3次産業に従事。

消費者物価の安さは県庁所在都市の中で上位であり暮らしやすい街である。

子どもが健やかに生まれ育ち、安心して子供を育てることができるよう、地域みんなで支え合い、「まち」そのものも育つ社会を目指す。

3 視察項目

秋田市子ども条例

秋田未来子どもセンター

4 視察参加者

【委員】

鈴木ゆきえ委員長 雨宮武彦副委員長 沖ともみ委員

平間しのぶ委員 下村治生委員 山田啓史委員

井下田栄一委員 川村のりあき委員 宮坂俊文委員

有馬としろう委員

【随行】

議会事務局次長 米山亨 議事係 浜野智子

5 視察結果報告

(1)視察目的

議員立法による秋田市子ども条例の制定過程や制定後の取り組みについて、議会、執行機関から説明を受け、質疑を行う。

また、秋田駅に直結する秋田拠点センターALVE内に設置されている子ども未来センターについて、子育て支援各種事業や相談業務を行っている現場を視察し、関係者から話を聞く。

(2) 視察内容

秋田市では、平成18年に、未来を築くすべての子どもが健やかに育まれることを目的とした理念条例を議員立法により制定した。制定にあたっては、子ども部会や地域部会など多くの市民の意見を参考としている。

条例制定後は、周知用パンフレット製作・配布や広報等を通じて市民に条例啓発活動を行うとともに、子どもに関係する部所を統合した子ども未来部の設置、子ども・子育て未来プラン（推進計画）を策定している。

未来子どもセンターは、子どもが友達と自由に遊べ、親同士が情報交換できる開放感あふれた部屋（ふれいるーむ等）や、子育てや家庭に関する相談をする個室型の相談室を設けている。

最初に関係者から子ども未来センターの事業実績について説明を受け、その後、センター内の各部屋を視察しながら質疑を行った。

(3) 考 察

子ども条例について、秋田市では10年前から超党派で議員立法研究会を結成し、研究会を重ねてきた経緯がある。今回の視察で条例制定までの過程がわかり、勉強になった。

正式名称を「秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例」というだけに、議員提案でありながら、家庭部会、地域部会、学校等部会、職場部会のほかに、子ども部会で多くの子どもの意見を反映させたところに特色がある。

理念条例といえども、その条例の価値は大きいといえる。今後は、その実効性の担保のための仕組みづくりが必要である。

子ども未来センターについては、秋田駅の近くの交流プラザにあり、理想的な環境といえる。ここでは、相談事業や、保護者向けの研修会の実施など、子育て支援事業に意欲的に取り組んでいる。

6 新宿区政への反映

議員による条例制定については、「超党派で」との委員からの意見があり、今後の課題とする。

子ども未来センターについて、施設の設置場所を駅前にするという事は新宿区では困難だと思うが、各種子育て支援業務については参考になった。

7 主な質疑・応答

問1 二元代表制という観点からも、議員提出条例が可決されたことはすばらしいと思う。また、議員立法研究会の立ち上げた経緯など、とても勉強になった。

この条例制定後の選挙で、研究会に所属した38人の議員はどうなったのか、投票率と合わせて教えてほしい。

答1 投票率については今分からない。

この条例をつくった議員だが、実はその後の選挙で落選、そして今回の選挙で再当選された。

問2 議員立法研究会の現在の活動をみると、人数がかなり減った感がある。これは制定後に研究会を辞められたからなのか。それとも条例制定というテーマだったから、これだけの人数が研究会に入ったのか理由を教えてほしい。

答2 この条例制定時、検討部会長が大きな会派に所属していたので、その会派の議員の方々が研究会に入っていたところが多い。

また、条例について勉強をしたいと興味をもって入った議員もいる。

現在は、任意団体であることや、この研究会に所属しなくても委員会等で条例をつくることができることもあり、16人に落ち着いている。

なお、この16人の内訳は、1期目の若い議員が勉強したいということも多く、また会派から代表を1人出して情報の共有を行っているところもある。

問3 子ども条例の制定にあたり、4条「個の尊重」、5条「意見表明」などが教育面での阻害になるのではとの意見が出ることもある。秋田子ども条例を制定した際にこのような観点からの意見はあったか。条例や意見表明を拡大解釈したりすることなく、市民は逐条解説などを読み込み十分理解しているのか。

答3 議員と行政が連携をとって周知を図ったが、子どもに関連する事業についての質問や意見はあっても、条例そのものについての意見は残念ながらなかった。

問4 子ども条例推進計画の策定にあたり指標を設けたとのことだが、参考にいくつか教えてほしい。

答4 指標の参考例として、例えば、妊婦の健康診断事業の指標は検診の受診率をあげている。また、延長保育の拡充については、施設数で指標をあげている。

問5 理念条例にどう実効性をもたせるのか。

子ども・子育て未来プランにある事業は従前から施策として目標を掲げてたと思うが、条例との関わりのなかで、どのような変化や効果があったのか。

執行部が制定する条例と異なり、予算付けもない理念条例を活かすのは難し

いと考える。

答5 新規の指標を策定するのではなく、子ども条例の理念に基づき、その目線にたって既存の事業を見直し、具体的な指標を示した。

ちなみに秋田県では、執行部提案により子ども子育て支援条例を制定している。家庭に対する支援や職場環境の整備に重点を置いており、実効性が目に見えるものとなっている。これと比較すると、秋田市の子ども条例は理念条例ということで目に見える効果が説明しづらいのが現状である。

問6 条例制定にあたり、子どもたちも関わったとのことだが、どのような意見を述べたのか聞いたかった。子ども条例制定後、子どもたちが教育の現場等で、この条例について考えたり調べる取り組みなどはあるのか。

また、虐待についての項目があるが、子を持つ立場として保護者も会議に参加したのか。

答6 生徒会等から代表できた子どもたちは、きちんと自分の考えを発言していた。ただ、現在、教育現場で子どもたちが条例について考える取り組みなどは行っていない。

また、子ども部会は子どものみで開催したので、特に保護者として会議への参加はしてはいない。ただ、検討部会には、幼稚園教諭やPTAが参加し、教育現場からもさまざまな意見が出された。